

# 平成21年度「介護サービス情報の公表」調査員養成研修開催要綱

## 1. 趣 旨

介護保険制度を利用する高齢者やその家族の方々などに、介護保険サービス事業者の選択がしやすいように、平成18年4月から、各事業者によるサービス内容の公表を義務づける「介護サービス情報の公表制度」が施行されました。

介護サービス情報の公表は、事業所から提出された情報の内容が事実かどうかを、県が指定した調査機関から派遣された調査員が、実際に事業所を訪問し、確認のための調査を行い、その内容について事業者の同意を得た後に行う仕組みとなっております。

この調査を行う調査員を養成するための研修を、16類型14サービスグループにわたって実施します。

## 2. 主 催 秋田県

## 3. 運営主体 財団法人 秋田県長寿社会振興財団(ＬＬ財団) 秋田県介護サービス指定情報公表センター

## 4. 研修内容・日程

### 別紙1の養成研修カリキュラムのとおり

- 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、特定施設入所者生活介護(有料・軽費、高専賃)、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の16類型14サービスグループ  
(16類型14サービスグループの内訳は、別紙2のとおりとなります。)

## 5. 受講対象者

- (1) 原則として、研修の全日程に受講でき、平成22年4月以降に、県が指定する調査機関の調査員として、継続して調査業務に従事することが可能な方
- (2) 既に調査員として従事している方で、一部のサービスの科目を受講していない方
- (3) 介護支援専門員、社会福祉士、看護師、介護福祉士等、福祉・保健・医療の知識又は経験のある方、又は、介護サービスの質の向上及び情報の公表に関心のある方

## 6. 受講定員

40名

## 7. 講 師

県健康福祉部長寿社会課介護保険班担当  
調査員指導者養成研修修了者等

8. 修了証 研修を修了した方には、秋田県から修了証が交付されます。

## 9. 受講費用

(1) 資料代として、実費9,345円(消費税込み)をご負担いただきます。  
(調査機関でまとめてお願いします。)

シルバーサービス振興会 介護サービス情報公表支援センター編集・発行の  
「介護サービス情報の公表」制度解説ブック

- |                 |            |
|-----------------|------------|
| ①制度解説編          | 2,100円(税込) |
| ②調査情報編(居宅系サービス) | 2,310円(税込) |
| ③調査情報編(居住系サービス) | 2,310円(税込) |
| ④調査情報編(医療系サービス) | 2,625円(税込) |

の計4冊の資料を使用します。当財団で準備します。)

(2) 基本情報関係の資料につきましては、当財団で準備いたします。

(3) 研修の受講に係る旅費等の経費については、各自でご負担願います。

## 10. 受講申込み

### (1) 新規受講者

① 新規調査員として従事予定の方については、当財団では直接受講申込みの受け付けは致しません。所属予定の調査機関経由で、受講申込みをしていただきます。

別紙受講申込書に必要事項を記入し、所属予定の調査機関宛に、平成22年2月20日(土)(必着)までに、メールかFAX、または郵送でお申し込みください。

各調査機関は、新規受講者及び既に調査員として登録されている方から届いた受講申込書を、研修受託先の秋田県長寿社会振興財団公表センターにまとめて、平成22年2月25日(木)(必着)までに、メールで送付ください。

② 新規調査員で、介護支援専門員、看護師、保健師、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士等の福祉・保健・医療等の資格を有する方は、その登録証・免許証等の写しを受講申込書に添付してください。

(2) 既に調査員として県に登録されている方は、別紙受講申込書に当該サービス科目の受講の必要事項を記入いただき、所属の調査機関に平成22年2月20日(土)(必着)までに、メールかFAX、または郵送でお申し込みください。

また、交付されている登録証明書を研修当日、受付にご持参ください。いっただんお預かりさせていただいて、後日改めて県から今年度受講された科目と併せて登録証明書を交付されます。

(3) 受講決定の通知はいたしませんのでご了承ください。定員オーバーで受講者の調整が必要な場合のみ、連絡させていただきます。

- (4) 受講者の勤務先及び所属先の運営法人が運営する介護保険サービス事業と同種のサービスには、研修科目の受講はできますが、調査員としては、当該サービスの調査は担当できませんのでご注意願います。
- (5) 受講申込みの際に、受講を希望する16類型14サービスグループの科目のうち、何らかの理由でどうしても受講できない場合は、ご相談ください。

#### 11. 会場

「中央シルバーエリア」 コミュニティセンター 研修室 (地図参照)  
〒010-1412 秋田市御所野下堤5丁目1-1  
TEL. 018-829-2151

#### 12. 受講申込み・問合わせ先 (研修業務受託先)

〒010-1412 秋田市御所野下堤5丁目1-1 (中央シルバーエリア内)  
財団法人 秋田県長寿社会振興財団  
秋田県介護サービス指定情報公表センター  
TEL. 018-829-3777 FAX. 018-829-2770  
E-mail [kouhyou-jim@akita-longlife.com](mailto:kouhyou-jim@akita-longlife.com)  
URL <http://www.akita-longlife.net/>

～ 介護サービス情報の公表制度と調査員について ～

- 「介護サービス情報の公表」とは、介護サービス事業者が全国統一の調査項目に回答する形式で、情報（運営主体の法人概要、サービスの人員体制、利用者の状況、マニュアルの有無等）を一般に公表する制度であり、利用者や介護支援専門員等が事業所を比較検討し、選択する際に活用されております。
- 事業者は、この情報を介護サービス指定情報公表センターとして、秋田県から、指定された財団法人秋田県長寿社会振興財団に報告することが義務付けられております。
- 報告された介護サービス情報は、情報を公表する前に、介護サービス事業所から提出された内容が正しいかどうか、調査員が実際に事業所を訪問し、確認のための調査を行います。その調査を経て指定情報公表センターが公表しております。
- 18年度から、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム・軽費老人ホーム）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の9サービスについて調査を実施しております。
- 19年度には、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護療養型医療施設の3サービスの調査が実施されております。
- 20年度には、既存の12サービスと同類型の介護予防サービス、地域密着型サービスの一部を追加し、35サービスの調査が実施されております。
- 21年度からは、別紙2の16類型14サービスグループについて全サービスが実施されております。
- 22年度からは、地域密着型サービスの外部評価と、介護サービス情報の公表調査は、同日に行うことが予定されております。
- 調査は1名以上で実施することとなっております。
- 調査員になるには、本調査員養成研修を修了して、県に登録していただくことが必要です。
- 調査員は、調査の過程において調査対象事業所の有する秘密を知りうる立場となることから、調査対象事業所と利害関係をもたず、中立・公正な調査が遂行できる者であることが必要であり、秘密保持の義務が課せられております。
- 研修修了者には秋田県から修了証が交付され、県の名簿に登録されます。
- 調査員は、県が指定した「指定調査機関」に所属し、指定調査機関ごとに決められた調査に対する報酬が支払われます（指定調査機関は、現在7機関あります）。
- この制度の実施主体は都道府県であり、調査・公表は毎年1回行われ、調査実施対象サービス事業所は、秋田県内では21年度の報告・調査・公表計画では、16類型14サービスグループの、1,455カ所と見込まれております。

## ●介護サービス指定情報公表センター

(指定有効期間:平成18年4月1日～平成23年3月31日)

法人名	法人所在地	公表センター所在地	電話番号 FAX 番号
財団法人 秋田県長寿社会振興財団	秋田市御所野下堤5丁目 1-1(中央シルバー エリア内)	秋田市御所野下堤5丁目 1-1(中央シルバー エリア内)	018-829-3777 829-2770

## ●指定調査機関(7機関)

(指定有効期間:平成18年4月1日～平成23年3月31日)

法人名	法人所在地	調査機関所在地	電話番号 FAX 番号
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	秋田市御所野下堤5丁目 1-1(中央シルバー エリア内)	秋田市御所野下堤5丁目 1-1(中央シルバー エリア内)	018-889-8360 889-8361
社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会	秋田市旭北栄町1番5号	秋田市旭北栄町1番5号	018-864-2740 864-2742
特定非営利活動法人 秋田マイケアプラン 研究会	秋田市東通3丁目9-31	秋田市東通3丁目9-31	018-887-3841 887-3842
特定非営利活動法人 秋田ハッピーライフ センター	秋田市将軍野桂町5-5	秋田市将軍野桂町5-5	018-845-8296 845-8296

(指定有効期間:平成19年4月1日～平成24年3月31日)

特定非営利活動法人 県南介護サポート かがやきネット	横手市三本柳字沼頭 17-3	横手市三本柳字沼頭 17-3	0182-36-0068 0182-36-0068
特定非営利活動法人 秋田すこやかライフ	由利本荘市石脇字 尾花沢56番地56	由利本荘市石脇字 尾花沢56番地56	0184-24-3459 0184-24-3459
社団法人 秋田県社会福祉士会	秋田市旭北栄町1番5号	秋田市旭北栄町1番5号	018-896-7881 896-7882

# 介護サービス情報の公表調査員養成研修会場



中央シルバーエリアへは秋田駅東口2番乗り場（広面御所野線）よりバスも運行されております。

## 平成21年度「介護サービス情報の公表」調査員養成研修受講申込書

所属(予定)調査機関名 \_\_\_\_\_

平成22年 月 日

受講申込科目	受講科目を○で囲んでください 全科目 一部科目 (訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、通所介護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、介護老人福祉施設、特定施設入所者生活介護(有料・軽費、高専賃)、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、介護療養型医療施設)		
既調査員、新規調査員の状況	該当する方を○で囲んでください (1)既に調査員として従事している                      (2)新規に調査員として従事する予定		
(フリガナ) 氏名		県調査員登録 証明書番号	
生年月日	昭和 年 月 日生 (満 歳)	(男・女)	
住所(自宅)	〒 —		
電話・FAX(自宅)	TEL. — —	FAX. — —	
Eメール			
勤務先	所属先名・事業所名 所属・職名 〒 — 住 所 連絡先 TEL. — —		
業務経験年数 主な職歴	保健・福祉・医療の現場での経験年数 通算 年 ヶ月 主な職歴		
保健・福祉・医療等の資格			
調査員としての勤務形態、業務従事可能日数(予定)	常 勤 ・ 非 常 勤 (該当する方を○で囲んでください。) ----- 平成21年4月以降の調査業務従事可能日数 1週間当たり 日 または、1ヶ月当たり 日、		
調査員の勤務先・所属先の運営法人が運営する介護保険事業のサービス種別	勤務先・所属先の運営法人が、介護保険事業のサービスを提供している場合は、下記の該当事項を○で囲んでください。(有 り、無 し) また、「有り」の場合は、「(別紙3)調査員の勤務先・所属先の運営法人が運営する介護保険事業のサービス種別について」をご参照のうえ、該当するサービスに○をし、ご提出ください。(複数回答可)		

- 新規の調査員として従事する予定の方は、所属予定調査機関経由でお申し込みください。
- 「業務経験年数」には、福祉・保健・医療の実務経験年数の通算年数(平成22年3月末現在)をご記入ください。  
「主な職歴」には、主な職歴1事業所をご記入ください。
- 「福祉・保健・医療等の資格」には、介護支援専門員、看護師、保健師、歯科衛生士、社会福祉士、介護福祉士等の国家資格等をご記入ください。介護支援専門員の場合は、受験の際の実務の対象となった資格等もご記入ください。
- 受講申込書に記載された個人情報については、適正に管理を行い、本制度調査員名簿管理事務の目的以外に利用することはありません。

申込み・問い合わせ先(研修業務受託先)  
 財団法人 秋田県長寿社会振興財団 介護サービス指定情報公表センター  
 〒010-1412 秋田市御所野下堤5丁目1-1(中央シルバーエリア内)  
 TEL. 018-829-3777 FAX. 018-829-2770  
 E-mail kouhyou-jim@akita-longlife.com

(別紙 1)

平成21年度「介護サービス情報の公表」制度調査員養成研修カリキュラム—秋田県

会場：中央シルバーエリア

内 容		時 間	日 程			付 記
1	オリエンテーション		3月13日(土)	9:30~ 12:30	研修室	
2	介護保険制度の理解に関する講義	1H				
3	介護サービスの基礎的知識に関する講義	2H				
4	介護サービス情報の公表制度の理念に関する講義	1H		13:30~ 17:00	研修室	
5	介護サービス情報の公表制度の内容に関する講義	1H				
6	調査員の心得	0.5H				
7	調査事務の理解に関する講義	1H				
8	調査事務の演習	3H		3月14日(日)	9:30~12:30	
9	16類型14サービスグループの 「介護サービス情報の理解に関する講義」	2H	3月14日(日)	13:30~15:30	研修室	訪問介護グループ・訪問入浴介護グループ
		2H		15:30~17:30	研修室	訪問看護グループ
		2H	3月20日(土)	10:00~12:00	研修室	通所介護グループ
		2H		13:00~15:00	研修室	訪問リハビリテーショングループ
		2H		15:00~17:00	研修室	通所リハビリテーショングループ
		2H	3月21日(日)	17:00~19:00	研修室	福祉用具貸与グループ
		2H		10:00~12:00	研修室	居宅介護支援
		2H		13:00~15:00	研修室	特定施設入居者生活介護グループ
		2H		15:00~17:00	研修室	介護老人福祉施設グループ
		2H		17:00~19:00	研修室	介護老人保健施設グループ
		2H	3月22日(月)	10:00~12:00	研修室	小規模多機能型居宅介護グループ ・認知症対応型共同生活介護グループ
		2H		13:00~15:00	研修室	介護療養型医療施設グループ
2H	15:00~17:00	研修室		研修を振り返って(レポート提出)、修了式		

①カリキュラムの日程・時間については、追加・変更する場合があります。

②2・3の科目は県担当者等の講義の予定です。

③科目4～8までは、17年度～20年度調査員指導者養成研修修了者による講義となります。

④科目9については、17年度～20年度調査員指導者養成研修修了者のうち当該サービスの研修修了者による講義となります。

⑤16類型14サービスグループの内訳は別紙2のとおりとなります。

## 「介護サービス情報の公表」制度対象サービス(16類型14サービスグループ)一覧

サービスグループ名称		細分サービス名称 ※太字は主たるサービス
1	訪問介護グループ	<b>訪問介護</b>
		介護予防訪問介護
		夜間対応型訪問介護
2	訪問入浴介護グループ	<b>訪問入浴介護</b>
		介護予防訪問入浴介護
3	訪問看護グループ	<b>訪問看護</b>
		介護予防訪問看護
		療養通所介護
4	訪問リハビリテーショングループ	<b>訪問リハビリテーション</b>
		介護予防訪問リハビリテーション
5	通所介護グループ	<b>通所介護</b>
		介護予防通所介護
		認知症対応型通所介護
		介護予防認知症対応型通所介護
		療養通所介護
6	通所リハビリテーショングループ	<b>通所リハビリテーション</b>
		介護予防通所リハビリテーション
		療養通所介護
7	特定施設入居者生活介護グループ (有料老人ホーム)	<b>特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)</b>
		介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)
		地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)
		特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)
8	特定施設入居者生活介護グループ (軽費老人ホーム)	<b>特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)</b>
		介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)
		地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)
		特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)
9	特定施設入居者生活介護グループ (高齢者専用賃貸住宅)	<b>特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)</b>
		特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)
		地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)
		介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)
		介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)
10	福祉用具貸与グループ	<b>福祉用具貸与</b>
		特定福祉用具販売
		介護予防福祉用具貸与
		特定介護予防福祉用具販売
11	小規模多機能型居宅介護グループ	<b>小規模多機能型居宅介護</b>
		介護予防小規模多機能型居宅介護
12	認知症対応型共同生活介護グループ	<b>認知症対応型共同生活介護</b>
		介護予防認知症対応型生活介護
13	居宅介護支援	<b>居宅介護支援</b>
14	介護老人福祉施設グループ	<b>介護老人福祉施設</b>
		短期入所生活介護
		介護予防短期入所生活介護
15	介護老人保健施設グループ	<b>介護老人保健施設</b>
		短期入所療養介護
		介護予防短期入所療養介護
16	介護療養型医療施設グループ	<b>介護療養型医療施設</b>
		短期入所療養介護(介護老人保健施設を除く)
		介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設を除く)

(別紙3) 調査員の勤務先・所属先の運営法人が運営する介護保険事業のサービス種別について

※勤務先の法人等が以下のサービスを提供している場合は、該当するサービスの欄に○をつけ、調査員養成研修受講申込書に添付してご提出ください。

サービスグループ名称		細分サービス名称 ※太字は主たるサービス	提供しているサービスに○
1	訪問介護グループ	<b>訪問介護</b>	
		介護予防訪問介護	
		夜間対応型訪問介護	
2	訪問入浴介護グループ	<b>訪問入浴介護</b>	
		介護予防訪問入浴介護	
3	訪問看護グループ	<b>訪問看護</b>	
		介護予防訪問看護	
		療養通所介護	
4	訪問リハビリテーショングループ	<b>訪問リハビリテーション</b>	
		介護予防訪問リハビリテーション	
5	通所介護グループ	<b>通所介護</b>	
		介護予防通所介護	
		認知症対応型通所介護	
		介護予防認知症対応型通所介護	
6	通所リハビリテーショングループ	<b>通所リハビリテーション</b>	
		介護予防通所リハビリテーション	
		療養通所介護	
7	特定施設入居者生活介護グループ (有料老人ホーム)	<b>特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)</b>	
		介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	
		地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	
		特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)	
8	特定施設入居者生活介護グループ (軽費老人ホーム)	<b>特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)</b>	
		介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	
		地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	
		特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)	
9	特定施設入居者生活介護グループ (高齢者専用賃貸住宅)	<b>特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)</b>	
		特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)	
		地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)	
		介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)	
10	福祉用具貸与グループ	<b>福祉用具貸与</b>	
		特定福祉用具販売	
		介護予防福祉用具貸与	
		特定介護予防福祉用具販売	
11	小規模多機能型居宅介護グループ	<b>小規模多機能型居宅介護</b>	
		介護予防小規模多機能型居宅介護	
12	認知症対応型共同生活介護グループ	<b>認知症対応型共同生活介護</b>	
		介護予防認知症対応型生活介護	
13	居宅介護支援	<b>居宅介護支援</b>	
14	介護老人福祉施設グループ	<b>介護老人福祉施設</b>	
		短期入所生活介護	
		介護予防短期入所生活介護	
15	介護老人保健施設グループ	<b>介護老人保健施設</b>	
		短期入所療養介護	
		介護予防短期入所療養介護	
16	介護療養型医療施設グループ	<b>介護療養型医療施設</b>	
		短期入所療養介護(介護老人保健施設を除く)	
		介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設を除く)	